



## 評価のモダリティと実行のモダリティ

高梨, 信乃

---

(Citation)

神戸大学留学生センター紀要, 13:35-54

(Issue Date)

2007-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00523043>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00523043>



## 評価のモダリティと実行のモダリティ

高 梨 信 乃

キーワード：評価のモダリティ、実行のモダリティ、行為要求、命令形、禁止形

ある事態が実現することに対する、必要だ、必要ではない、許容される、許容されないとといった評価的な捉え方を表すモダリティを評価のモダリティと呼ぶ（高梨（2002））。

評価のモダリティは、情報のやりとりに関わる叙述文（および疑問文）にのみ分化するモダリティである。しかし、評価のモダリティは、一方で、行為の発動に関わる実行のモダリティとも深い関連を持つ。

本稿は、両者の交渉について詳しく記述することを目的とする。1. と 2. では「評価→実行」の方向での交渉を考える。実行のモダリティには、大きく分けて、行為要求と意志があるが、1. で評価のモダリティ形式による行為要求を、2. で評価のモダリティ形式による意志表明について見る。そして、3. では、逆に「実行→評価」の方向での交渉として、命令形・禁止形の意味が評価のモダリティに接近する場合について見る。

### 1. 評価のモダリティ形式による行為要求

#### 1. 1 評価のモダリティ形式による行為要求の特徴

行為要求とは、聞き手が行為を実現すること（または、実現しないこと）を求めたり、認めたりする機能である。

評価のモダリティ形式のうち「ざるを得ない」など一部の例外を除いたものは、評価の対象となる事態が①聞き手の②制御可能な③未実現の行為であるとき、行為要求の機能を帯びる。ここでは、評価のモダリティ形式による行為要求の機能を統一的に整理することを試みるとともに、各形式ごとの特徴を確認する。

行為要求を下位分類する際の観点の一つに、その行為の実現（非実現）が誰にとって有益かということがある。〈命令〉〈禁止（否定の命令）〉や〈依頼〉は、話し手にとっての有益性を背景とした行為要求の系列である。一方、〈許可〉や〈勧め〉は、聞き手にとっての有益性を志向する行為要求の系列だといえる。

評価のモダリティ形式による行為要求は、基本的に、後者の系列である。

以下、詳しく見ていこう。聞き手にとっての有益性を志向する行為要求を分析す

る際、重要な観点は、行為の実現（非実現）に関して、話し手の強制力と聞き手の決定権のいずれが強いかという点だと思われる。

〈許可〉と〈勧め〉の違いは何か。〈許可〉は、聞き手の行為の実現を話し手が認めることを伝える機能であり、積極的に聞き手を促すものではない。一方、〈勧め〉は、聞き手にとって有益だと考えられる行為を実現するよう、話し手が聞き手の側に踏み込んで働きかける機能である。つまり、〈許可〉では聞き手の決定権のほうが優勢であり、〈勧め〉では話し手の強制力が優勢である。

- (1) もう帰ってもいいよ。〈許可〉
- (2) もう帰るといいよ 〈勧め〉

ただし、話し手の強制力の強さはさまざまであり、異なる形式によって表し分けられている。

- (3) もう帰ったほうがいいよ。
- (4) もう帰らないといけないよ。

(2) (3) (4) を比べると、話し手の強制力は、(2) < (3) < (4) の順に強くなる。逆に言えば、行為を実現するかどうかについての聞き手の決定権は、(2) > (3) > (4) の順に弱くなっている。(2) (3) は〈勧め〉といえるが、(4) になると、勧めというよりむしろ〈忠告〉と呼ぶほうがふさわしいだろう。

このように、〈許可〉、〈勧め〉、〈忠告〉といった機能の位置づけには、話し手の強制力（聞き手の決定権）の強弱という観点が不可欠である。

さらに、各機能には、行為の実現ではなく非実現を求める〈否定の許可〉、〈否定の勧め〉、〈否定の忠告〉というべきものがある。たとえば、(5) は「帰る」という行為の非実現を許可する〈否定の許可〉である。

- (5) まだ帰らなくてもいいよ。

話し手の強制力（聞き手の決定権）の強さを横軸に、行為の実現と非実現のいずれが求められるのかを縦軸にとると、〈許可〉、〈勧め〉などの機能は次のように整理できる。また、評価のモダリティ形式のそれぞれが典型的に表す機能も、この図の中に位置づけられるだろう。

		行為の実現					
		<許容系>		<必要妥当系>			
話し手の 強制力	弱	てもいい	といい	ほうがいい	なくてはいけない	強	
		ばいい・たらいい		べきだ			
聞き手の 決定権	強	<許可>	<勧め>	<忠告>		弱	
		<否定の許可>	<否定の勧め>	<否定の忠告>			
		なければいい	ないほうがいい	てはいけない			
		なくてもいい	なかつたらいい	べきではない			
<不必要系>		<非許容系>					
行為の非実現							

2つの軸によって分割された4つの領域は、評価のモダリティ形式の意味による4分類<許容系>、<不必要系>、<必要妥当系>、<非許容系>に対応し、それぞれの系に属する形式によって表される。

<許可>と<勧め>が一応区別できるものであるのに対し、<勧め>と<忠告>の境界は曖昧であり、両者は連続的だといえる。<否定の許可>、<否定の勧め>、<否定の忠告>についても、同様の関係にある。

## 1. 2 各形式による行為要求の典型

ここでは、評価のモダリティ形式が、①聞き手の②制御可能な③未実現の行為について用いられ、行為要求となるときの、最も基本的・典型的な機能を確認する。以下、機能ごとにみていこう。

### 1. 2. 1 <許可>

「てもいい」は<許可>として機能する。

(6) 「おかげさま、もうねてもいいですよ。ほく何時間ぐらいねむったの」

(三浦綾子『塩狩峠』p.113)

(7) 「あんたら、おっかなかつたら、入ってもいいよ」

(向田邦子『男眉』p.121)

### 1. 2. 2 <否定の許可>

「なくてもいい」は、聞き手がその行為を実現しないことを許可する<否定の許

可〉として機能する。

- (8) モモ子「おいしくないんだったら、無理して食べなくていいわよ」  
助川 「いや、旨いよ」 (丸内敏治「無能の人」 p.256)
- (9) 「わざわざ、来てくれなくてもいいよ、遠いから」  
(曾野綾子『太郎物語大学編』 p.307)

### 1. 2. 3 <勧め> ~ <忠告>

<勧め>もしくは<忠告>として機能する評価のモダリティ形式は「といい」「ほうがいい」など複数あり、それぞれ意味を異にしている。

「といい」は、その行為を単純に望ましいものとして勧める場合に用いられる。話し手の強制力は弱い。

- (10) やがて尼僧は、瑞穂の方を振り返り直すと、やんわりとした口調で言った。

「何かあったらお経を読んであげるといいですね。法華経を唱えなさい。  
尊い教えですから」 (篠田節子『カノン』 p.173)

- (11) この曲集をひと通り聴いた方は、ライプツィヒ時代初期の曲集、《パルティータ》に進むとよい。 (磯山雅『J.S.バッハ』 p.209)

「ばいい」「たらいい」は、特定の結果を求めている聞き手に対して、その手立てとしての行為を勧める場合に用いられる。話し手の強制力は弱い。

- (12) 「…まあ、落ち着き先がはっきりするまで、うちに泊まればいいわ。いつも好きな時に上京してきて」 (小川洋子「ドミトリイ」 p.83)

- (13) 「ことしは志津がいないから、遊び相手が欲しいだろう。修吉くんや、彼のお姉さんと遊んだらいい」 (宮本輝『避暑地の猫』 p.21)

「べきだ」は、その行為を倫理、常識などの面から妥当なものとして勧める場合に用いられる。話し手の強制力は「といい」「ばいい」「たらいい」より強い。

- (14) 「医者へは行きました?」「行ってない。何処も痛むわけじゃない」自分では鏡を見たって、ちっともやつれてはいないのだから。

- 「行くべきだな」 (山田太一『異人たちとの夏』 p.140)
- (15) 「メイクの料金、たったの千円よ。一生に一度だもの、あたし頼みたいな」

「一生に一度だから、自分ですべきよ。他人にやってもらうと、別な顔になっちゃうから」なになにすべき、というのは桃子の口癖である。

(向田邦子「胡桃の部屋」p.109)

「ほうがいい」は、話し手の強制力の強さという点では、「べきだ」に近い。ただし、「その行為を実現しないと悪い結果になる」というニュアンスを帯びやすいため、多くの場合、〈勧め〉というより〈忠告〉に近い意味になる。

- (16) 「でも永沢さん、ハツミさんのこと大事にした方がいいですよ。あんな良い人なかなかいないし、あの人見かけより傷つきやすいから」

(村上春樹『ノルウェイの森(下)』p.169)

- (17) さとみ、バッグを手に席を立つ。

リカ 「気をつけた方がいいよ、さとみちゃんがいない間にカンチ、インドから取り寄せた幻の惚れ薬、料理ん中入れるかも」

(柴門ふみ・坂元裕二『東京ラブストーリー』p.36)

ただし、比較表現「QするよりPするほうがいい」の形で、行為Qより行為Pのほうが相対的によいという意味で用いられた場合は、〈忠告〉的なニュアンスは生じない。

- (18) [「愛子」には主治医がいるが、今日は別の医者の診察を受けた]

「愛子は、きょう、診てくれたお医者さんにかかったほうがいいんじゃないかな。すごくいいお医者だって気がしたよ」

(宮本輝『私たちが好きだったこと』p.71)

「なくてはいけない」は〈忠告〉として用いられる。話し手の強制力は「べきだ」「ほうがいい」よりさらに強くなる。

- (19) 「俺は、おめエに馬鹿にされても当然の父親だ。けど、俺は、おめエだけはちゃんと育ててやりてエ。おめエは、とんでもねエ事故を引き起こしちまったけど、忘れなきやいけねエ。おめエまでが、世の中どうでもいいなんて思い出したら、父ちゃんは生きてきた甲斐がねエよ」

(宮本輝『避暑地の猫』p.198)

- (20) [息子の友人に向かって]

「今、お宅では、それは、それは、子供たちのことを心配していらっしゃるから、居場所ぐらいは明かしておかなければいけません」

(曾野綾子『太郎物語高校編』p.227)

- (21) 「たっぷり食べなくちゃいけないよ。子供は大きくなるのが仕事だ」

(小川洋子『博士の愛した数式』p.47)

### 1. 2. 4 〈否定の勧め〉～〈否定の忠告〉

〈否定の勧め〉〈否定の忠告〉となる形式の意味は、それぞれ肯定の〈勧め〉〈忠告〉と平行的に捉えられる。

ただし、「といい」に対応する「ないといい」という形は、〈否定の勧め〉としてはほとんど用いられない。

(22) \*この本を読まないといい。

「なければいい」「なかつたらいい」も、可能はあるが、あまり用いられないようである。

(23) 手っ取り早くやせたいなら、{食べなければいい／食べなかつたらいい}。その理由は、単純に望ましいこととして、また、特定の結果を得るための手だてとして「～しないこと」を勧めるという状況が、現実にはあまりないためかもしれない。

「べきではない」は、その行為を倫理、常識などの面から妥当ではないものとして、それをしないことを勧める場合に用いられる。

(24) 「自分を救ってくれた男性なら、他の女性と結婚しようとして君に別れ話を持ちかけたとしても、自分を殺させ、殺人犯にさせることで捨てられた恨みを晴らそうなんて考えるべきじゃない。できていなかった子供を武器にして、相手を試すようなことをするべきじゃない」

(野沢尚「殺されたい女」p.87)

(25) 「でもあなたは少くともワタナベ君をひきずりこむべきじゃないわ」

(村上春樹『ノルウェイの森（下）』p.113)

「ないほうがいい」は、多くの場合、「その行為を実現すると、悪い結果になる」というニュアンスを帯びるため、〈否定の忠告〉に近い意味で用いられる。

(26) 「…あ、おばさま、立たない方がいいです。私が淹れてきますから」

(林真理子「美食俱楽部」 p.198)

(27) 「自分の身体が大事だったら、煙草なんか吸わないほうがいいわよ。(略)」

(東野圭吾『白夜行』p.636)

(28) 「写真を撮ってもいいか」と訊いた。イリナは無表情に、

「撮らないほうがいいと思います。」 (宮本輝『異国の窓から』p.154)

「てはいけない」は〈否定の忠告〉として用いられる。話し手の強制力は、「べきではない」「ないほうがいい」より強い。

(29) 包丁立てに鈍く光る包丁、包丁。

千津子「やめなさい！ いけないわっ」

実加の目が包丁を物色している。

千津子「実加。そんなことしちゃいけない！」（桂千穂「ふたり」p.110）

- (30) 「そういうことなの。どうしてこんなことになるのかしら。神様が、そんなことはしちゃいけないって、いってるのかな……」

「そんなふうに弱気になっちゃいけないよ。何かいい手があるはずだ。とにかく、このチャンスを逃したら、もうおしまいなんだからね」

（東野圭吾「狂った計算」p.205）

- (31) けれども、岩木が地下室の扉を開いたとき、父はひとつの松明と化して、少しづつ崩れ落ちていくところであった。

「み、見ちゃいけねエ」

岩木はぼくの衿をつかみ、奇怪な叫び声をあげて地下室に降りて行こうとするぼくを応接間までひきずった。（宮本輝『避暑地の猫』p.215）

### 1. 3 機能の変容

1. 2 では、それぞれの形式の基本的・典型的な行為要求の機能をみた。しかし、このような機能は絶対的なものではなく、使用される文脈、状況によって、いくぶん異なる意味合いを帯びる場合もある。以下、いくつかのケースについて見よう。

たとえば、「なくてもいい」は、通常、〈否定の許可〉を表すが、次のような例では、むしろ〈禁止〉に近いニュアンスが感じられる。

- (32) 「殺したかったんだろ？」

「何のこと？」

「とぼけなくてもいいよ」（新津きよみ「殺意が見える女」p.288）

- (33) 「まだ子供のくせしてても、色事の呼吸はちゃんと覚えちゃったみたいね。蛙の子は蛙ってわけだわ。あなた、これからパーティーの手伝いはしなくてもいいわよ」（宮本輝『避暑地の猫』p.35）

- (34) トセの弟はヤソの葬式なら帰ると言い出した。

「あんたがヤソなのは知っているが、何も貞行さんまでヤソで葬ってもらわなくてもいいですわ」（三浦綾子『塩狩峠』p.131）

いずれの場合も、話し手にとって望ましくない行為を聞き手が実現している、もしくは、実現しようとしているといった文脈である。こうした場合、「なくてもいい」は、その行為が不必要であることを示すことからさらに進んで、行為を阻止す

るような意味合いを帯びるのだと考えられる。

また、通常〈勧め〉を表す「ばいい」は、文脈によってはさらに多様なニュアンスの変容を見せる。

(35) 「なんだか、すぐまた来たくなって」

「いいやな。いくらでも來りやあいい」

(山田太一『異人たちとの夏』p.158)

(36) 「なにさ! あのカウニツツのがりがりじじい! 勝手に好きなだけしゃべっていればいいわ」 (池田理代子『ベルサイユのばら(1)』p.129)

(37) 「あんたは黙ってな。何も言わずにそうやっていじけてりやいいの」

(浅田次郎「マダムの喉仏」p.139)

(38) 受験勉強は苦しいものだ。せいぜい苦しめばいい。

(35) は、聞き手自身がその行為の実現を望んでいることが明らかな状況である。このような場合、「ばいい」は〈勧め〉というより〈許可〉に近いニュアンスを帯びる。また、(36) は、聞き手自身がその行為を望んでいるか、もしくはすでにその行為を実現しているが、話し手はそれを望んでいないという状況である。つまり、〈勧め〉という機能が成立する条件を満たしていないのであり、〈放任〉といったニュアンスになる。さらに、(37) (38) は、その行為が聞き手にとって望ましくないことが明かなものである場合である。このような場合、〈皮肉〉とでもいうべきニュアンスを帯びる。

このように、行為要求としての機能は文脈によって変容することがある。そして、どのような文脈でどのように変容するかというパターンは、それぞれ形式ごとに決まっている。これは、行為要求としての典型的な機能が形式ごとに決まっているのと同様である。

たとえば、(36) のような〈放任〉の用法をもつのは「ばいい」「たらいい」であり、「といい」ではやや不自然である。「べきだ」「ほうがいい」など他の形式でも〈放任〉の意味を表すことはなさそうである。

(39) 帰りたいなら、とっとと ? 帰るといい / 帰ればいい / 帰ったらしい。

(40) ??帰りたいなら、とっとと 帰るべきだ / 帰ったほうがいい / 帰らなく ちやいけない / 帰ることだ / 帰るものだ。

(37) (38) のような〈皮肉〉の用法は、「ばいい」「たらいい」のほか、「といい」でも可能である。また、「ことだ」も〈皮肉〉として用いられることがある。

(41) せいぜい 苦しむといい / 苦しめばいい / 苦しんだらいい。

(42) ??せいぜい 「苦しむべきだ／苦しんだほうがいい／苦しまなくちゃいけない／苦しむものだ。」

(43) せいぜい苦しむことだ。

このような形式間による相違は、おそらくそれぞれの形式がもつ基本的意味と、〈放任〉〈皮肉〉といった意味の性格の両方から説明されるべきものであろう。ここではこれ以上立ち入ることができないが、興味深い問題である。

#### 1. 4 質問文での機能

前項までで見たように、評価のモダリティ形式が行為要求として機能するのは、平叙文で用いられる場合である。では、質問文ではどうだろうか。

質問文では、行為要求そのものにはならないが、評価の対象となる事態が①話し手の②制御可能な③未実現の行為であるとき、行為要求に関連したある種の機能を果たす場合がある。

このような質問文での機能がもっとも定着しているのは、「てもいい」である。「てもいい」は、上のような条件を満たす質問文では〈許可要求〉として機能する。

(44) ナナ子「お風呂、先に入<sub>って</sub>てもいい」

母 「いいわよ」 (高畠勲「おもひでぽろぼろ」 p.174)

(45) 「順番に、一個一個式にしていってもいい？」 学校の先生は、一つの式にまとめないと怒るんだ】 (小川洋子『博士の愛した数式』 p.60)

興味深いのは、「てはいけない」による同様の質問文が〈許可要求〉に近い働きをする場合があることである。

(46) 「軽井沢のどこへ行くの？」

「藤原の別荘だよ、行<sub>っちゃ</sub>いけない？」

「いいわよ。向こうさんがいいっておっしゃるなら」

(曾野綾子『太郎物語高校編』 p.126)

(47) そこで、改札口のおじさんに、「この切符、もら<sub>っちゃ</sub>いけない？」と聞いた。 (黒柳徹子『窓ぎわのトットちゃん』 p.9)

(48) 「こうやっていると、家族だわねえ」

須江が風見を見て呟くように言った。それから、ちょっと改まって、

「風見さん、そう思って<sub>はいけない</sub>かしら」(向田邦子「春が来た」 p.213)

「てもいい」を用いた場合と比べると、聞き手への配慮もしくは遠慮が強く感じられる〈許可要求〉になる。「てはいけない」の形をとることで、その行為の実現が

聞き手によって許可されないという見込みを示すことから、婉曲的なニュアンスが生じるものと考えられる。

なお、「てもいい」・「てはいけない」のそれぞれ否定の形に当たる「なくともいい」・「なくてはいけない」をみると、前者の2形式と後者の2形式の間には平行的な関係が認められる。

「なくともいい」による質問文は、「てもいい」のように機能が定着していない。しかし、次のような例もある。(49)は、「食べる」という行為をしないことを許可するように聞き手に要求しているのであり、〈否定の許可要求〉と捉えることができる。

(49) 「ちなみにこれは何作ってるの？」

「茶わん蒸しです。変更効かなかったんです。ごめんなさい」

「食べなくてもいいかしら」 (三谷幸喜『古畑任三郎(1)』p.35)

そして、「なくてはいけない」も、〈否定の許可要求〉に近い働きをすることが可能である。次の例では、「その質問に答える」という行為をしないことを許可するよう、婉曲的・間接的に聞き手に要求する意味になっている。

(50) 「彼のことを……愛しているのかい？」

美佐子は目を見開き、かつての恋人を凝視した。頭の中で、様々な思いが交錯した。

「その質問に答えなきゃいけない？」

逆に尋ねてみた。すると勇作は虚をつかれたような顔をして、次には苦笑した。

「いや、答えたくなればそれでいい。あるいは答えるまでもないという意味なのかな」 (東野圭吾『宿命』p.156)

このように、「てもいい」をはじめ、「てはいけない」などの形式による質問文は、〈許可要求〉に関係した機能をもつ。

その他、「ばいい」「たらいい」「なくてはいけない」などは、質問文で用いられて、行為要求に関連する機能をもつことはない。しかし、話し手が自分の行為の必要性・妥当性を聞き手に問うことから、結果的に、聞き手に助言を要求するという機能を果たしていると見ることはできるかもしれない。

(51) 「じゃ、とりあえず、俺はどこへ行けばいい？」

(山村美紗『祇園祭殺人事件』p.64)

(52) 私は今春、大学生になります。大学生になったら、ぜひ、キャンパルに

参加したいと思っているのですが、どうしたらしいですか？（中田淑子さん）  
 （毎日新聞 2001.3.17）

(53) 行政が「盛り上げよう」「成功させよう」と音頭を取り過ぎるのが気になる。開催地の浦和で、ある酒店のご主人が「大会を盛り上げるために、期間中は200円のビールを150円で売らなくてはいけませんか」と役所の職員に聞いたそうです。  
 （毎日新聞 2001.4.30）

以上、この節では、評価のモダリティ形式による行為要求およびそれに関連する機能について詳しく見た。

## 2. 評価のモダリティ形式による意志表明

次に、評価のモダリティ形式と意志の関係について簡単に見よう。

評価のモダリティ形式による行為要求が多岐にわたっているのに対し、意志への関わりは限られている。

まず、「てもいい」が、①話し手の②制御可能な③未実現の事態に用いられると、話し手のその行為を行う〈意向〉を表し、「しよう」などによる意志の表明に近い意味になる。

(54) 「(略) よかったら、夕食は私の方で何かこしらえてもいいわ」

（林真理子「東京の女性」p.167）

(55) 「どんなお知り合いなんだい？」(略)

「結婚してもいいと思ってるんだ」

（宮本輝『私たちが好きだったこと』p.173）

ただし、「てもいい」による〈意向〉は、「その行為を行うことが許容できる」、もしくは、「その行為を行う準備がある」という消極的な意向の表明に留まるという点で、「しよう」などによる意志表明とは異なっている。

その他、「なくてはいけない」の次のような用い方もある。

(56) 「さて、これから少し私も自分の好きなことをやらなきゃ！」

（赤川次郎『女社長に乾杯（上）』p.8）

(57) [食べ歩きの相談]

「すごいわね。水炊きもふぐもナンバーワンのお店っていうわけか」

「あたり前よ。ほかに何の楽しみもないんだから、このくらいの贅沢はしなくっちゃ。……」  
 （林真理子「美食俱楽部」p.87）

これらの例のように、「なくてはいけない」は、義務や規則ではなく、話し手のその行為を行うことへの強い意欲を表すような場合があり、意志の表明に接近した用法と言えるだろう。ただし、この用法では、「いい」が省略された「なくちゃ」「なきゃ」「ないと」などの形をとることがほとんどである。

### 3. 命令形・禁止形から評価のモダリティへ

次に、「実行→評価」の方向での関連として、代表的・典型的な行為要求の形式である命令形・禁止形が評価のモダリティ形式へと接近する様子を見よう。

なお、ここでは、命令形に「しろ」の他「しなさい」の形も含めることにする。「しなさい」は敬語動詞「なさる」の命令形に由来する形式であり、「しろ」の丁寧形というべき位置にあるからである。

#### 3. 1 命令形・禁止形と評価のモダリティ形式の基本的な違い

命令形（「しろ」「しなさい」）・禁止形（「するな」）は、言うまでもなく、本来的に行行為要求として機能する形式である。

命令形・禁止形においては、評価のモダリティ形式と異なり、テンスが分化しない。

(58) 早く行け。

(59) まだ行くな。

(60) 早く |行かなければならぬ／行かなければならなかつた|。

また、行為者は、基本的には聞き手に限られ、明示されない。

(61) (|\*私は／君は／\*彼は|) 早く行け。

(62) (|\*私は／君は／\*彼は|) まだ行くな。

(63) {私は／君は／彼は} 早く行かなければならぬ。

命令形と禁止形が表す基本的な機能は、それぞれ〈命令〉〈禁止〉である。〈命令〉〈禁止〉は、行為の実現・非実現を聞き手に強制するものであり、聞き手に対する配慮を含まない点で、評価のモダリティ形式によって表される〈勧め〉〈許可〉〈忠告〉および〈否定の勧め〉〈否定の許可〉〈否定の忠告〉とは異なっている。

以上のように見ると、命令形・禁止形と評価のモダリティ形式は、基本的な文法的特徴の点でも、また、行為要求としての意味の点でも、異質なものに見える。

しかし、命令形・禁止形の用法を詳細に見れば、両者の間には共通する性格も見いだせる。以下、3. 2で命令形を、3. 3で禁止形を、それぞれ見ていく。

### 3. 2 命令形から評価のモダリティ形式への接近

まずは、典型的な〈命令〉の例を見よう。(64) は親から子へ、(65) は兄から弟へ、(66) は教師から生徒へ、(67) は上司から部下への〈命令〉である。

(64) 魔男「セン、あけろ、ほら」

子供たち、顔を見合わす。 (向田邦子『阿修羅のごとく』p.246)

(65) 「おい二郎。ちょっとこいよ。話がある」

(山村美紗「凶悪なスペア」p.286)

(66) 古沢先生「静かに……静かにしなさい！ ……誰ですか、いたずらした  
のは。立ちなさい！ ……正直に立ちなさい！」

古沢先生、顔を真っ赤にしてサルメンカンジャになった。

(佐藤繁子「白い手」p.171)

(67) 「おーい、誰か」

丸岡は椅子ごと身をよじって、若い男を呼んだ。

「伊藤邸と深沢邸をお持ちしなさい」

それは家の模型で、どちらも奇妙なかたちをしていた。

(林真理子「美食俱楽部」p.65)

このように強制力が強く、聞き手を配慮しない行為要求は命令形独自の用法である。が、このような行為要求が行える場合は、話し手の立場や聞き手との関係などの点で、非常に限られている<sup>1)</sup>。

実際の運用においては、命令形は典型的な〈命令〉ではなく、異なる意味・機能で用いられている場合が少なくない。そのことは、仁田義雄(1991)、村上三寿(1993)、安達太郎(2002)などで既に述べられている通りである。

典型的な〈命令〉以外の用法の中には、評価のモダリティ形式の用法に近いものがある。以下を見てみよう。

(68) 私はメロンを切って博士に手渡し、安樂いすの傍らに腰を下ろした。

「君も食べなさい」

「ありがとうございます。どうぞお気遣いなく」

(小川洋子『博士の愛した数式』p.212)

(69) ナナ子「これがキッカケで本職の子役になったりして」

タエ子「わあ（とうれしい）」

ヤエ子「宝塚に入りなさいよ」

ナナ子「そうよ、今から練習すれば入れるかもよ」

(高畠勲「おもひでぼろぼろ」p.174)

(70) 悟郎「学生さん、惚れた女はいるのか！」

達也「……（小刻みに頷く、頷く）」

悟郎「その女を大事にしろよ！」（野沢尚「さらば愛しのやくざ」p.327）

これらの例が(64)～(67)と異なる点は、実現するように働きかけられている行為が聞き手にとって有益なものとして捉えられる点である。このため、これらの文の機能は、典型的な〈命令〉ではなく、〈勧め〉もしくは〈忠告〉に近いものとなっている。そのことは、これらの命令形が意味をあまり変えることなく評価のモダリティ形式「といい」「ほうがいい」などと置き換え可能であることからも確かめられる。

(68') 君も食べるといい。

(70') その女を大事にしたほうがいいよ。

また、次のように、話し手が働きかける以前に、聞き手がその行為の実現を望んでいるという状況で、命令形が用いられる場合もある。このような場合、文の機能は〈許可〉に近付く<sup>2)</sup>。

(71) 忘れてもいいのよ、忘れなさい。（池田満寿夫「エーゲ海に捧ぐ」p.193）

(72) 貞治、綱子を坐らせ、茶ダンスから赤ぶどう酒を出す。

大きい、グラスについて、持たせる。

綱子「パアッって、やりたい」

障子にぶちまけたいと示す。

貞治「やんなさいよ」（向田邦子『阿修羅のごとく』p.320）

(72) は「てもいい」に非常に近い意味である。

(72') やってもいいよ。

このように、命令形は〈許可〉〈勧め〉〈忠告〉といった聞き手にとっての有益性を志向する行為要求として用いられる場合が少なくない。このような場合、その意味は、評価のモダリティ形式である「てもいい」「といい」「ほうがいい」などに接近することになる。

命令形と評価のモダリティ形式との共通性は、別の観点からも見いだせる。それは、命令形に次のような用法があることである。

(73) [外出から帰ってきた母親に]

宏男「出掛けるんなら出掛けるでさ、ちゃんと、どこ行くって、言ってけよォ」（向田邦子『阿修羅のごとく』p.221）

(74) 一方的に話し終え、受話器を置いたとき、家の中に気配を感じた。乃武夫が台所で水を飲んでいた。

「入るときは玄関から入れよ」 (向田邦子「ダウト」 p.213)

これらの例では、話し手は聞き手に行行為の実現を促しているのではなく、話し手が望んでいる行為を聞き手が実現しなかったことに対して〈不満〉を表明している。つまり、これらの命令形は、評価のモダリティ形式の次のような用法と非常に近いものである。

(73') 出掛けたなら、ちゃんと、どこ行くって言っていけばいいのに。

(74') 入るときは玄関から入るべきじゃないか。

(73) (74) の命令形は、未実現ではなく非実現の事態に対する評価を表明することにより結果的に聞き手を非難しているという点で、(73') (74') と共に通している<sup>3)</sup>。

通常、未実現の行為の発動を促すものとして捉えられている命令形がこのような用法をもつことは、非常に興味深い。評価のモダリティ形式が行為要求として機能することによって実行のモダリティに関わっていくのとは逆方向の現象だといえる。

### 3. 3 禁止形から評価のモダリティ形式への接近

続いて、禁止形「するな」を見る。

まず、聞き手への配慮なしにその行為の非実現を強制する、典型的な〈禁止〉の例を見よう。

(75) カオル「今ときめいたな」

ウシ「……」

カオル「とぼけるなよ、俺にはわかる。そういうきたならない目つきで  
俺のソノコ君を見つめるな！ 虫酸が走る！」

(松岡錠司「バタアシ金魚」 p.89)

(76) 咲子、靴の中からみかんを出そうとする。陣内、いきなり咲子を突きとばす。

陣内「邪魔、すんなよ」

咲子「あんた——」 (向田邦子『阿修羅のごとく』 p.366)

このような典型的な〈禁止〉は、禁止形独自の機能である。評価のモダリティ形式に置き換えると、意味が変わってしまう<sup>4)</sup>。

(75') 俺のソノコ君を見つめちゃいけない。

一方、典型的な〈禁止〉から離れ、評価のモダリティ形式が表す意味に近づく場合もある。(77)～(79)は、その行為が聞き手に不利益をもたらすことから、それを実現しないように聞き手に働きかけるものである。

(77) 弟は懐中電灯の光の輪から時子をかばうようにして、六畳へ押しやった。

小声で、

「姉ちゃん、出るな」

ひとりで玄関の戸を開けた。 (向田邦子「りんごの皮」p.150)

(78) ノーガードで清田を追う英志。清田、鋭いジャブを出し始める。その、ジャブが顔面に一発、二発、三発と当りだす。それでも入っていく英志。鴨井の声「打たれるな！ 打たれたらあかん！」

(阪本順治「どついたるねん」p.333)

(79) 「二十歳を過ぎるまで、煙草も酒も飲むなよ。女を買うのもやめた方がいい。どうせ捜査本部は解散しちまって、あの絹巻ってデカひとりが追い廻してるに決まってるんだ。だけど、別件逮捕のネタになることだけは、やらないでおくんだよ」

そんな忠告をそっと耳打ちしてくれる者もいた。

(宮本輝『避暑地の猫』p.229)

これらは〈否定の勧め〉もしくは〈否定の忠告〉だと考えられ、「てはいけない」の意味に近い。

(77') 「姉ちゃん、出ちゃいけない」

また、(80) (81) のように「なくてもいい」の意味と非常に近く、〈否定の許可〉と考えられるものもある。

(80) 芳彦「私は決して清潔ではありません。皆さんの一票をカネで買いました。組織ぐるみの買収もいたしました」

どよめきが起きる

古川「何をいってるんだ！」

商店主「心配すんな！ みんなやってる！」

笑いがどっとはじける。 (ジェームス三木「善人の条件」p.77)

(81) 「乗せてくれませんか？」(略)

「ヒッチハイクか」

「それも不安だと思ってたところで、おたくが車を借りてるのを見たもんで。ガソリン代の半分は持てます」

「気にするな。大して金を持ってそうでもないしな。まあ、道連れってやだ」  
 (北方謙三「煙草」p.29)

このように、命令形が〈勧め〉〈忠告〉〈許可〉の機能を果たしうるのと平行的に、禁止形は〈否定の勧め〉〈否定の忠告〉〈否定の許可〉というべき機能を果たすことができる。

さらに、命令形が望ましい行為を聞き手が実現しなかったことに対する〈不満〉を表すことがあるのと同様に、禁止形は、望ましくない行為を聞き手が実現したことに対する〈不満〉を表すことがある。

(82) 左島「いやいや。あ、あなたは会長、わたしはコーチ」

英志「運転手は君だ、社長は僕だ、みたいに言うな！」(略)

(阪本順治「どついたるねん」p.315)

(83) グローブをつけた全裸の英志が立上がる。姿見の中の自分の姿に向けてシャドーする。(略)

秋子「び、病院に電話せんでええか？」

太郎「(秋子に)アホ！ 本人に聞くな！」

(阪本順治「どついたるねん」p.317)

ただし、命令形の場合とは異なり、(82)～(83)のような用法と典型的な〈禁止〉((75)～(76))との区別はつきにくい場合がある。〈禁止〉には、既に行われている行為について、その続行をやめることを聞き手に要求するもの(仁田義雄(1991)における「続行阻止」)があるからである。

以上、命令形・禁止形から評価のモダリティへの接近について見てきた。

第一に、命令形・禁止形は、典型的な〈命令〉〈禁止〉だけでなく、使用される状況・文脈によっては、評価のモダリティ形式と共通する〈許可〉〈勧め〉〈忠告〉といった機能を果たす場合がある。

命令形・禁止形は、ある行為を発動させる／発動させないための指令を示すものであり、それ自体、話し手の評価を示すものではない。「評価」としては無色であるために、文脈によって、〈許可〉〈勧め〉〈忠告〉などのさまざまな色合いを出すことができるのだろう。

第二に、命令形・禁止形は、未実現の行為ではなく、すでに実現したこと・実現しなかったことがわかっている行為について、〈不満〉というある種の評価を表す場合もある。

行為を発動させる／発動させないという指令は、それ自体が評価ではないものの、必ずその行為に対する、望ましい／望ましくないという評価を前提にしたものである。いわば潜在している評価というものがあり、それが〈不満〉という用法を可能にしているのだと思われる。

本稿を通じて見てきたように、評価のモダリティと実行のモダリティは双方向に接近を見せる。このことはこの二つのモダリティの深い関連を示唆するものである。

### 注

- 1) 〈命令〉が成立する条件については、山梨正明(1986)、仁田義雄(1991)、安達太郎(2002)などに詳しい考察がある。
- 2) さらに、聞き手はその行為の実現を望んでいるが、話し手はそれを望んでいないという状況で命令形が用いられ、〈放任〉といったニュアンスになる場合もある。
  - ・ 母「熱はないんだから行きなさい」
  - タエ子「なら体育もやる」
  - 母「(パイ) 勝手にしなさい。風邪ぶりかえしたって知らないからッ」  
(高畠勲「おもひでぼろぼろ」p.157)
  - ・ カオル「何だよ、用もないのにじろじろ見んなよ」
  - ブー「用はあるわよ。カオルの顔をじっと見るっていう大切な用がね」
  - カオル「好きにしろ」  
(松岡錠司「バタアシ金魚」p.98)
- 3) 井上優(1993)は、命令文にこのような用法が存在することを指摘し、従来、命令文の機能とされている「話し手の意向に合致した状況が発話時以降に実現されることを要求する」ということは、命令文が一定の使用条件を満たした場合に生じる機能にすぎないとしている。なお、井上(1993)が指摘しているように、このような用法の命令文には、通常、終助詞「よ」が伴う。
- 4) 森山卓郎(1997)(2000)は、「するな」と「してはいけない」の違いに触れ、「価値づけ」とは無関係な、個人的な希望によって判断する場合はシテハイケナイは使えない」と述べている。

### 用例の出典

毎日新聞(『CD-毎日新聞2001データ集』日外アソシエーツ)／赤川次郎『女社長に乾杯！(上)』新潮文庫／浅田次郎『マダムの喉仏』『翳りゆく時間』(新潮文庫)／池田満寿夫「エーゲ海に捧

ぐ』『芥川賞全集第11巻』文藝春秋／池田理代子『ベルサイユのばら（1）』集英社文庫／磯山雅『J.S.バッハ』講談社現代新書／小川洋子『ドミトライ』『妊娠カレンダー』文春文庫／同『博士の愛した数式』新潮文庫／桂千穂『ふたり』『91年鑑代表シナリオ集』映人社／鎌田敏夫『いこかもどろか』『88年鑑代表シナリオ集』映人社／北方謙三『煙草』『翳りゆく時間』新潮文庫／黒柳徹子『窓ぎわのトットちゃん』講談社／柴門ふみ（原作）・坂元裕二（脚本）『東京ラブストーリー』『TV版シナリオ集』小学館／阪本順治『どついたるねん』『89年鑑代表シナリオ集』映人社／佐藤繁子『白い手』『90年鑑代表シナリオ集』映人社／篠田節子『カノン』文春文庫／ジェームス三木『善人の条件』『89年鑑代表シナリオ集』映人社／曾野綾子『太郎物語高校編・大学編』新潮文庫／同『砂糖菓子が壊れるとき』新潮文庫／高畠勲『おもひでぽろぼろ』『91年鑑代表シナリオ集』映人社／新津きよみ『殺意が見える女』『殺人者』講談社文庫／野沢尚『さらば愛しのやくざ』『90年鑑代表シナリオ集』映人社／同『殺されたい女』『殺人者』講談社文庫／林真理子『美食俱楽部』『東京の女性』『美食俱楽部』文春文庫／東野圭吾『宿命』講談社文庫／同『白夜行』集英社文庫／同『第二の希望』『狂った計算』『嘘をもうひとつだけ』講談社文庫／松岡錠司『バタアシ金魚』『90年鑑代表シナリオ集』映人社／松原淳子『クロワッサン症候群』文春文庫／丸内敏治『無能の人』『91年鑑代表シナリオ集』映人社／三浦綾子『塩狩峠』新潮文庫／三谷幸喜『古畑任三郎（1）』扶桑社文庫／宮本輝『避暑地の猫』講談社文庫／同『私たちが好きだったこと』新潮文庫／向田邦子『男眉』『りんごの皮』『ダウト』『思い出トランプ』新潮文庫／同『胡桃の部屋』『春が来た』『隣りの女』文春文庫／同『阿修羅のごとく』新潮文庫／村上春樹『ノルウェイの森（下）』講談社文庫／山田太一『岸辺のアルバム』角川文庫／同『異人たちとの夏』新潮文庫／山村美紗『祇園祭殺人事件』『京都の祭りに人が死ぬ』集英社文庫／同『凶悪なスペア』『三十三間堂の矢殺人事件』講談社文庫

## 参考文献

- 安達太郎（2002）「命令・依頼のモダリティ」宮崎和人・安達太郎・野田春美・高梨信乃『新日本語文法選書4 モダリティ』くろしお出版
- 井上 優（1993）「発話における「タイミング考慮」と「矛盾考慮」－命令文、依頼文を中心にして－」『国立国語研究所報告105 研究報告集14』秀英出版
- 仁田義雄（1991）『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 村上三寿（1993）「命令文——しろ、しなさい——」言語学研究会（編）『ことばの科学6』むぎ書房
- 森山卓郎（1997）「日本語における事態選択形式－「義務」「必要」「許可」などのムード形式の意味構造－」『国語学』188
- 森山卓郎（2000）「基本叙法と選択関係としてのモダリティ」『日本語の文法3 モダリティ』岩波書店
- 山梨正明（1986）『新英文法選書12 発話行為』大修館書店

## Evaluative Modality and Performative Modality

TAKANASHI Shino

The aim of this paper is to discuss the relationship between evaluative modality and performative modality in Japanese..

The majority of evaluative modals function as imperatives when they are used for an act 1) which is by the hearer 2) which is controllable 3) which is not performed yet.

On the other hand, imperative and prohibitive forms, which are typical performative modals, can be close to evaluative modality.

Firstly, imperative and prohibitive forms can function not only as 'order' and 'forbidding' but also as 'permission', 'invitation' or 'advice' under some contextual conditions.

Secondarily, imperative and prohibitive forms can indicate the speaker's dissatisfaction as a kind of evaluation on the hearer's acts which are already performed.

These facts show that evaluative modality and performative modality are strongly related.